省　　令

○総務省令第二十五号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

総務大臣　原口　一博

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項を次のように改める。

岩手県	宮古市宮町一の三の二九 宮古市宮町一の三の二九 宮古市緑ヶ丘五の二九 宮古市佐原三の二一の四 釜石市小佐野町三の八の二四

別表新潟県の項を次のように改める。

新潟県	柏崎市南半田一八の一五 柏崎市南半田一八の一五 柏崎市三和町五の四八 柏崎市日吉町三の二二 岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四の三

別表盛岡地方検察庁宮古支部の項の次に次のように加える。

北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所市野新田支所 柏崎刈羽原子力保安検査事務所 北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所 北陸地方整備局羽越河川国道事務所大石ダム管理支所	盛岡地方検察庁宮古支部 宮古区検察庁 宮古労働基準監督署 東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所 釜石税務署

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○外務省令第四号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十二条」に、「（第四十二条―第四十四条）」を「（第四十三条―第四十七条）」に、「（第四十五条―第四十八条）」を「（第四十八条）」に、「（第四十九条―第五十三条）」を「（第五十条―第五十四条）」に、「（第五十四条・第五十五条）」を「（第五十五条・第五十六条）」に改める。

第一条第一項中「次に掲げる事務」を「在外公館の警備に関する事務」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第二十五条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第三章中第五十五条を第三章第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第二章中第五十三条を第五十四条とし、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第四十九条及び第五十条を一条ずつ繰り下げ、第一章中第十二節第四十八条を第十二節第四十九条とし、第一章中第十一節第四十七条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とし、第一章中第十節第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十一条の次の一条を加える。

（企画官）

第四十二条　地球環境課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、地球環境課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十四年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則の様式の裏面中「第7条第1項及び第4項」を「第7条第1項及び第5項、第7条の2第1項、第7条の3第1項、第7条の4第1項及び第3項」に、「（第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに第17条第1項及び第4項」を「、第17条第1項及び第3項並びに第19条第1項及び第4項」に、「第1種特定事業者若しくは第2種特定事業者に対し、第1種エネルギー管理指定工場若しくは第2種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）」に、「第1種エネルギー管理指定工場若しくは第2種エネルギー管理指定工場に立ち入り」を「当該工場等に立ち入り」に、「設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる」を「設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない」に、「及び当該工場」を「並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業」に、「第15条第1項（第18条第1項」を「第15条第1項（第19条の2第1項」に、「第75条第5項」を「第75条第5項、第75条の2第3項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○防衛省令第四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第八項中「第十三項」の下に「、次条」を加え、同条第十一項中「これら」を「第四項、第五項及び前二項」に改め、同条第十三項中「第四十五条の三第一項」を「以下この節」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間）

第四十四条の二　所属長は、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十六条第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき自衛官以外の隊員に対して、防衛大臣の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下この節において「超勤代休時間」という。）として、防衛大臣の定める期間内にある勤務日等（休日及び第四十五条の三第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2　前項の規定により超勤代休時間を指定された自衛官以外の隊員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条の規定による勤務時間においても勤務することを要しない。

第四十五条の三第一項中「（休日）を「（第四十四条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第四十八条第三項中「、休養日」の下に「、割り振られた勤務時間の全部について第四十四条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。